

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の 根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
該当無し											

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分	備 考
事業用車再リース	森林総合研究所 四国支所長 外崎真理雄 (高知県高知市朝倉西町2-915)	平成25年7月11日	日通商事(株)高松支店 (香川県高松市錦町2-6-3)	会計規程第39条第1項第1号 再リースのため、受注者が特定されるため。	—	1,096,200	—	0	再リースのため、受注者が特定されるため。	19	—
本所研究本館南棟耐震改修 外2件工事設計意図伝達業務	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年9月19日	(株)梓設計 (東京都品川区東品川2-1-11)	会計規程第39条第1項第1号 本業務は、本工事設計に係る実施設計を行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、工事施工段階において工事受注者、監督職員、工事監理受注者に正確に伝えるものであることから、設計者がこれを行う必要がある。	—	2,532,600	—	0	本業務は、本工事設計に係る実施設計を行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、工事施工段階において工事受注者、監督職員、工事監理受注者に正確に伝えるものであることから、設計者がこれを行う必要がある。	19	—
官報公告掲載（平成24事業年度財務諸表）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年9月27日	茨城県官報販売所 川又英宏 (茨城県水戸市南町2-6-37)	会計規程第39条第1項第1号 官報掲載を行うには、国立印刷局指定の最寄りの取次所を通さなければならないため。	—	6,863,886	—	0	官報掲載を行うには、国立印刷局指定の最寄りの取次所を通さなければならないため。	6	—

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。
※「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～19)の番号を記載する。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
二 その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」